

令和 6 年度 社会福祉施設 指導監査実施計画

1 指導監査の実施方針

令和 6 年度社会福祉法人等指導監査の実施方針（案）のとおりとする。

2 指導監査の主眼事項 及び 着眼点（※老人福祉施設は確認項目）

(1) 保護施設 [別紙 2]

(2) 老人福祉施設 [別紙 3]

(3) 障害者支援施設 [別紙 4]

(4) 児童福祉施設 [別紙 5]

(5) 認定こども園 [別紙 6]

(6) 会計共通 [別紙 7]

3 指導監査の重点事項

【社会福祉施設共通】

- (1) 処遇計画及び処遇の記録は、整備されているか。
- (2) 検食、検便及びその他食中毒対策は、適切に行われているか。
- (3) 苦情等の受付・解決の取組は、適切に行われているか。
- (4) 生活環境の安全及び不審者侵入への危機管理は、適切に行われているか。
- (5) アレルギー疾患に対して、対応が適切に行われているか。
- (6) 感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、レジオネラ症、食中毒、ノロウイルス）等の予防及び発生時の対応は、適切に行われているか。
- (7) 虐待防止の取組は、適切に行われているか。
- (8) 身体拘束・抑制ゼロへの取組は、適切に行われているか。
- (9) 消防設備の管理、消防訓練など防災対策の取組は、適切に行われているか。
- (10) 事故発生防止の取組・発生時の対応は、適切に行われているか。
- (11) 職員の資質向上のため、職員研修の推進に努めているか。
- (12) 職員の労働条件の改善等に配慮した定着促進及び離職防止の取組は、適切に行われているか。
- (13) 法令及び通知等に基づき、財務・会計管理が適正に行われているか。
- (14) 就労支援における売上金の管理及び工賃の支給は、適正に行われているか。
- (15) 積立金は目的、金額、使用予定年度等を定め、適正に積み立てているか。
- (16) 新設施設の運営は適正に行われているか。

【保育所・地域型保育事業所等】

- (1) 「保育所保育指針」を遵守して取組が適切に行われているか。
 - ①保育士及び保育所の自己評価の取組を行い公表しているか。
 - ②職員研修等の資質向上対策について、その推進に努めているか。
- (2) 職員給与規程等の整備及び運用は、適正に行われているか。
 - ①就業規則等を常備し、職員への周知が図られているか。
 - ②処遇改善手当等、賃金改善が図られているか。
- (3) 運営費は適正に運用されているか。また、子ども・子育て支援法附則第 6 条第 1 項の規定に基づき私立保育所へ支払われる委託費について、弾力運用が適正に行われているか。
- (4) 施設が開所している時間は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。
- (5) 非常災害対策や事故防止及び安全対策等の各種マニュアルを整備し、適切な対応及び再発防止対策を講じているか。
- (6) 発達支援児を含め入所児童に対する虐待やその心身に有害な影響を与える行為の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。

【認定こども園】

- (1) 「認定こども園教育・保育要領」を遵守して取組が適切に行われているか。
 - ①保育教諭及びこども園の自己評価の取組を行い公表しているか。
 - ②子育ての支援は適切に行われているか。
- (2) 施設の運営についての重要事項等に関する規程を整備しているか。
- (3) 非常災害対策や事故防止及び安全対策等の各種マニュアルを整備し、適切な対応及び再発防止対策を講じているか。
- (4) 施設が開所している時間は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。
- (5) 食育計画が作成され、給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組が適切に行われているか。
- (6) 発達支援児を含め入所児童に対する虐待やその心身に有害な影響を与える行為の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。

[別紙2]

保護施設指導監査事項

主眼事項	着 眼 点
第1 適切な入所者処遇の確保	施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。
1 入所者処遇の充実	(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。 ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定され、必要に応じて見直しが行われているか。 イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ 入所者の処遇記録等は整備されているか。 エ 身体拘束や権利侵害等が行われていないか。 (2) 機能訓練は、必要な者に対して適切に行われているか。 (3) 適切な給食を提供するよう努めているか。 ア 必要な栄養所要量が確保されているか。 イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がされているか。 ウ 検食は、適切な時間に行われているか（原則として食事前となっているか。）。また、各職種職員の交代により実施されているか。 エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。 オ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。 （特に夕食時間は早くても17時以降となっているか。） カ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。 キ 食器類の衛生管理に努めているか。 ク 給食関係者の検便は適切に実施されているか。 (4) 適切な入浴等の確保がなされているか。 入所者の入浴又は清拭（しき）は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。 (5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。 また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。 (6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。起床後着替えもせず寝巻のままとなっていないか。 (7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置

主眼事項	着 眼 点
	について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。 イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医が置かれているか（必要な日数、時間が確保されているか。）。また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。 ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。 また、医療機関との長期的な協力体制が確立されているか。 (8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。 (9) 家族との連携に積極的に努めているか。 また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。 相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 居宅生活への移行が期待できる者や通所事業の実施に当たっては、実施機関及び家族との連携を図るなど適切に対応されているか。 (10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 (11) 実施機関との連携が図られているか。 入所者の入退所及び処遇計画策定の際に、必要に応じ実施機関との連携を図っているか。 (12) 子どもに係る給付金として支払を受けた金銭の管理が適切に行われているか。
2 入所者の生活環境等の確保	施設整備等生活環境は、適切に確保されているか。 ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。 また、障がいに応じた配慮がなされているか。 イ 居室等の設備及び運営基準にあった構造となっているか。 ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。 エ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮されているか。 オ 居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され、円滑に作動するか。
3 自立、自活等への支援援助	入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。 (1) 救護・更生施設関係 ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練や作業は、入所者の状況に即した自立支援のための計画が作成され、適切に実施されているか。 イ 施設からの退所が可能な者について、保護の実施機関と調整の上、他法他施策の活用が検討されているか。 ウ 入所者の個別の状況の変化等について、保護の実施機関に随時連絡が行われているか。 (2) 授産施設関係 ア 利用者ごとの自立支援のための計画と実施方法を組織的に検討し、適切に実施されているか。 イ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。 ウ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正な

主眼事項	着 眼 点
	ものとなっているか。また、作業能力評価が適切に行われ、必要に応じ授産科目の見直し等が行われているか。 エ 利用者の作業記録が適切に記録されているか。 オ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。 カ 工賃の支払いは適正に行われているか。
第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保 1 施設の運営管理体制の確立	健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。 (1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。 (2) 必要な諸規程は整備されているか。 管理規程、経理規程等の必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。 (3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。 (4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 ア 通所事業等を実施する施設にあっては、指導員等の加配が行われているか。 イ 各種加算に見合う職員が配置されているか。 (5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。 (6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。 (7) 生活相談員の資格要件は満たされているか。 (8) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。 (9) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物・設備の維持管理は適切に行われているか。 (10) 運営費は適正に運用され、弾力運用も別途通知に基づき適正に行われているか。 (11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。 (12) その他の施設運営に関する事項 ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。 イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実	(1) 適切な給与水準の確保 ア 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。 イ 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。 ウ 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当の支給は適正に行われているか。また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適

主眼事項	着 眼 点
3 防災対策の充実強化	正に行われているか。 (2) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等の関係法規は、遵守されているか。 イ 週40時間の労働時間が守られているか。 ウ 各種休暇等の取扱いは、適切に行われているか。 エ 夜勤、宿日直の取扱いは、適切に行われているか。 オ 介護員等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力しているか。 カ 職員への健康管理は、適正に実施されているか。 なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。 (3) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。 イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう努めているか。 ウ 介護機器、業務省力化機器の導入及び業務の外部委託の推進等による業務の省力化に努めているか。 (4) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。 ア 施設内研修及び外部研修への参加が計画的に行われているか。 イ 介護福祉士等の資格取得について配慮しているか。 (5) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ア 職員の計画的な採用に努めているか。 また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。 イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。 ウ 職員に対するレクリエーションの実施など士気高揚策の充実に努めているか。 防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。例えば、風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。 ウ 非常食等の必要な物資が確保されているか。 エ 救護施設等が定める非常災害に対する具体的な計画(以下、「非常災害対策計画」という。)が作成されているか。

主眼事項	着 眼 点
	また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか(必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない)。 オ 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものであるか。(施設が所在する都道府県等で防災計画の指針等が示されている場合には、当該指針等を参考の上、実効性の高い非常災害対策計画が策定されているか。) 【具体的な項目例】 ・ 救護施設等の立地条件(地形等) ・ 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等) ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等) ・ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等) ・ 避難場所(市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等) ・ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ・ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩)等) ・ 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ・ 関係機関との連携体制 カ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。 キ 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。 ク 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。 なお、前年度又は当該年度において、消防法、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。

【参考】平成 24 年 3 月 26 日社援発第 0326 第 4 号

「生活保護法による保護施設に対する指導監査事項について」

[別紙 3]

確認項目(老人福祉施設)

確認項目		
人 員	職員の配置 (養第 12 条) (特第 12 条、第 56 条)	・入所者に対し、職員数は適切であるか ・必要な専門職が揃っているか ・専門職は必要な資格を有しているか
設 備	設備 (養第 3 条、第 4 条、 第 11 条) (特第 3 条、第 4 条、第 11 条、第 35 条、第 55 条、 第 61 条)	・目的に沿った仕様になっているか 【目視】
運 営	運営規程 (養第 7 条) (特第 7 条、第 34 条)	・運営における重要事項(別表)について定めているか
	非常災害対策 (養第 8 条) (特第 8 条)	・非常災害(火災、風水害、地震等)対応に係るマニュアルがあるか ・非常災害時の連絡網等は用意されているか ・防火管理に関する責任者を定めているか ・消火・避難訓練を実施しているか
	記録 (養第 9 条) (特第 9 条)	・処遇に関する計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか ・日々のサービスについて、具体的な内容や入所者の心身の状況等を記録しているか
	施設長(養第 12 条)(特第 6 条、第 12 条、第 56 条)	・施設長は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か
	入退所 (養第 14 条) (特第 13 条)	・入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか ・入所者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種(生活相談員、介護職員、看護職員等)で定期的に協議・検討しているか
	処遇に関する計画 (養第 15 条) (特第 14 条)	・入所者の心身の状況、希望等を踏まえて処遇に関する計画が立てられているか ・処遇に関する計画を本人や家族に説明し、同意を得ているか ・達成状況に基づき、新たな処遇に関する計画が立てられているか
	処遇方針 (養第 16 条) (特第 15 条、第 36 条)	・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っていないか ・身体拘束等の適正化を図っているか (身体拘束を行わない体制づくりを進める策を講じているか) ・やむを得ず身体拘束をしている場合、家族等に確認をしているか
	介護(特第 18 条、第 37 条、 第 57 条、第 62 条)	・入浴回数は適切か、褥瘡予防体制は整備されているか
	入所者の入院期間中の取 扱い(特第 22 条)	・概ね 3 か月以内に退院することが明らかに見込まれるときに適切な便宜を供与しているか
	緊急時等の対応 (特第 22 条の 2)	・緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・緊急事態が発生した場合、速やかに配置医師と連携をとっているか

勤務体制の確保等 (養第 23 条) (特第 24 条、第 40 条)	・ 職員の勤務体制が定められているか ・ サービス提供は施設の職員によって行われているか(養護老人ホームを除く) ・ 入所者の処遇に直接影響する業務を委託していないか(同上) ・ 資質向上のために研修の機会を確保しているか ・ 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか ・ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか
業務継続計画の策定等 (養第 23 条の 2) (特第 24 条の 2)	・ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか ・ 職員に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか ・ 計画の見直しを行っているか
定員の遵守 (特第 25 条、第 41 条)	・ 入所定員又はユニットごとの入居定員を上回っていないか
衛生管理等 (養第 24 条) (特第 26 条)	・ 必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っているか ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか ・ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 3 か月に 1 回開催しているか ・ 職員の日々の感染罹患状況や健康状態を確認しているか
秘密保持等 (養第 26 条)(特第 28 条)	・ 個人情報の利用に当たり、入所者及び家族から同意を得ているか ・ 退職者を含む、職員が入所者の秘密を保持することを誓約しているか
苦情処理 (養第 27 条) (特第 29 条)	・ 苦情受付の窓口があるか ・ 苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・ 苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか
事故発生の防止及び発生時の対応 (養第 29 条) (特第 31 条)	・ 事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・ 市町村、家族等に報告しているか ・ 事故状況、対応経過が記録されているか ・ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・ 再発防止のための取組を行っているか ・ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか ・ 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか
虐待の防止 (養第 30 条) (特第 31 条の 2)	・ 虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知しているか ・ 虐待の発生・再発防止の指針を整備しているか ・ 職員に対して虐待の発生・再発防止の研修を実施しているか ・ 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか

注 1) (養第〇条)は「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(昭和 41 年厚生省令第 19 号)の該当条項

注 2) (特第〇条)は「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 46 号)の該当条項

注 3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和 3 年厚生労働省令第 9 号)附則により施行期日の定めがある事項に係る確認項目及び確認文書の取扱いは次のとおりとする。

ア 「勤務体制の確保等」のうち認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置に係る事項、「業務継続計画の策定等」、「衛生管理等」のうち訓練の記録に係る事項、「虐待の防止」

令和 6 年 4 月 1 日より適用(令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務)

イ 「事故発生の防止及び発生時の対応」のうち担当者の設置に係る事項

令和 3 年 10 月 1 日より適用 (令和 3 年 9 月 30 日までは努力義務)

別表

	養護老人ホーム（養第 7 条）	特別養護老人ホーム （特第 7 条） 地域密着型特別養護老人ホーム （特第 59 条準用）	ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（特第 34 条） ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(特第 63 条準用)
運営規程	1. 施設の目的及び運営の方針 2. 職員の職種、数及び職務の内容 3. 入所定員 4. 入所者の処遇の内容 5. 施設の利用に当たっての留意事項 6. 非常災害対策 7. 虐待の防止のための措置に関する事項 8. その他施設の運営に関する重要事項	1. 施設の目的及び運営の方針 2. 職員の職種、数及び職務の内容 3. 入所定員 4. 入所者の処遇の内容及び費用の額 5. 施設の利用に当たっての留意事項 6. 緊急時等における対応方法 7. 非常災害対策 8. 虐待の防止のための措置に関する事項 9. その他施設の運営に関する重要事項	1. 施設の目的及び運営の方針 2. 職員の職種、数及び職務の内容 3. 入居定員 4. ユニットの数、ユニットごとの入居定員 5. 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額 6. 施設の利用に当たっての留意事項 7. 緊急時等における対応方法 8. 非常災害対策 9. 虐待の防止のための措置に関する事項 10. その他施設の運営に関する重要事項

注) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和 3 年厚生労働省令第 9 号)附則により施行期日の定めがある「虐待の防止のための措置に関する事項」については、令和 6 年 4 月 1 日より適用(令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務)

【参考】 令和 4 年 3 月 31 日老発 0331 第 8 号 老人福祉施設に係る指導監査について(通知)

指導監査事項（障害者支援施設）

主 眼 事 項	着 眼 点
第1 適切な利用者 処遇の確保	施設のサービスについて、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。
1 利用者支援の 充実	施設の管理の都合により、利用者の生活を不当に制限していないか。 (1) 個別支援計画は、適切に策定されているか。 ア 個別支援計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び利用者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、個別支援計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、定期的に見直しが行われているか。 イ 個別支援計画は、その責任者等により、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ 利用者の支援に関する記録等は整備されているか。 (2) 給食を実施する場合は、適切な食事を提供するよう努められているか。 ア 必要な栄養所要量が確保されているか。 イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 ウ 利用者の心身の状態に合わせた調理内容になっているか。 エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。 オ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。 カ 食器類の衛生管理に努めているか。 キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。 (3) 適切な入浴等の確保がなされているか。 利用者の入浴又は清拭（しき）は、適切な方法により行われているか。 特に、入浴日が行事日、祝日等に当たった場合、代替日を設けるなどにより入浴等が確保されているか。 (4) 利用者の状態に応じた排せつ及びおむつ交換が適切に行われているか。 排せつの自立についてその努力がなされているか。 トイレ等は利用者の特性に応じた工夫がなされているか。 また、換気、保温及び利用者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。 (5) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。 (6) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 イ サービスの種別、定員の規模に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。（必要な日数、時間が確保されているか。） また、個々の利用者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。 (7) 適宜、レクリエーションの実施等に努めているか。 (8) 家族との連携に積極的に努めているか。また、利用者や家族からの相談

主 眼 事 項	着 眼 点
	に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 (9) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 (10) 実施機関との連携が図られているか。 (11) 利用者に係る給付金として支払いをうけた金銭の管理が適切に行われているか。 (12) 虐待の防止のため、必要な体制整備を行うとともに、その職員に対して研修を行う等の必要な措置を講じているか。 (13) 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っているか。 イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ウ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。 (障害者支援施設等(障害者支援施設及び児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。)をいう。以下同じ。)固有の利用者支援) (1) 生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。 (2) 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。 (3) 児童福祉施設においては、児童に対する処遇が適切になされているか。 ア 基本的生活習慣の自立に向けた取組がなされているか。 イ 入院、通院している者の処遇(看護、付添等)は、適切に行われているか。 ウ 機能訓練(肢体、視覚、聴覚、音声、言語等)は、適切に行われているか。 エ 心理学的及び精神医学的処遇は、適切に行われているか。 オ おこづかい等の使途について、適切な指導が行われているか。 カ 学校教育法による就学の配慮がなされているか。(就学準備、通学方法、PTA活動など) キ 施設内指導は、適切に行われているか。(補習、就学猶予・免除者に対する指導など)
<u>2 利用者の生活環境等の確保</u>	施設整備等生活環境は、適切に確保されているか。 ア 利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。 また、障がいに応じた配慮がなされているか。 イ 居室等の設備及び運営基準にあった構造となっているか。 ウ 居室等が清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
3 自立、自活等への 支援援助	利用者個々の状況等を考慮し、サービスの種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。 (1) 生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの受給状況等を考慮して行うよう努め、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮する等適切な措置を講じているか。 (2) 生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 (3) 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて実習の受入先を確保し又は確保に努めているか。 (4) 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援し又は支援に努めるとともに、関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。 (5) 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続し又は継続に努めているか。 (6) 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(5)の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。 (7) 児童福祉施設関係 学校を卒業した入所児童の適性、能力等に応じた職業指導が行われているか。
第2 社会福祉施設 運営の適正実施の 確保 1 施設の運営管 理体制の確立	健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。 (1) 利用定員及び居室の定員を遵守しているか。 (2) 必要な諸規定は整備されているか。 管理規程、経理規程等の必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。 (3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。 (4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 (5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。 (6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 また、他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないよう

主 眼 事 項	着 眼 点
	うな体制がとられているか。 (7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。 (8) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物・設備の維持管理は適切に行われているか。 (9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。（児童福祉施設へ支弁される障害者施設措置費相当額に限る。） ア 次の条件が満たされたうえで、運営費の弾力運用が行われているか。 a 関係法令に基づく法人及び施設指導監査において、適正な法人・施設運営が確保されていると認められること。 b 社会福祉法人会計基準に基づく計算書類が公開されていること。 c 利用者本位のサービス提供のため、毎年度、次のいずれかが実施されていること。 ・苦情解決の仕組みの整備及び第三者委員の設置が行われているとともに、解決結果等を定期的に公表。 ・福祉サービスの第三者評価の受審及び結果の公表。また、cの要件を満たさない場合の弾力運用は、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日障発第0312002号等）通知(問5)に照らし妥当か。 イ 運用収入の本部経理区分への繰入額は妥当であるか。 ウ 各種積立金について、使途及び使用計画が作成されているか。 また、使途及び使用計画は実情に即したものであるか。 エ 前期末支払資金残高及び各種積立金の取崩しについて、理事会の承認手続や使途は適正なものとなっているか。 オ 積立金の目的以外の使用について、理事会において十分審査の上、やむを得ないものとなっているか。 カ 運営費の管理、運用は、安全確実でかつ換金性の高い方法で行われているか。 (10) 施設整備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。
<u>2 必要な職員の確保と職員処遇の充実</u>	(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 職員への健康診断等の健康管理は、適正に実施されているか。 なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。 (2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 (3) 職員研修等資質向上の対策について、その推進に努めているか。 (4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 (5) 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われている性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 <u>(6) 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ</u>

主 眼 事 項	着 眼 点
3 防災対策の充 実強化	<u>当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができるが、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員を兼ねていないか。ただし、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させて差し支えない。</u> 防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 例えば、風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。 ウ 障害者支援施設等が定める非常災害に対する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」という。）が作成されているか。 また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか（必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。）。 エ 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものであるか（施設が所在する都道府県等で防災計画の指針等が示されている場合には、当該指針等を参考の上、実効性の高い非常災害対策計画が策定されているか。）。 【具体的な項目例】 ・障害者支援施設等の立地条件(地形 等) ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等) ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等) ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時 等) ・避難場所(市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース 等) ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間 等) ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等) 等) ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ・関係機関との連携体制 オ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。 また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。 カ 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
4 <u>児童の安全の確保</u>	なお、前年度又は当該年度において、消防関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。 また、児童福祉施設においては、消火訓練及び避難訓練を月1回以上実施されているか。 キ 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。 ク カの訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 <u>安全計画に基づき適切に執り行われているか。</u> <u>ア 児童福祉施設は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</u> <u>イ 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、アの研修及び訓練を定期的実施しているか。</u> <u>ウ 児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</u> <u>エ 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</u>
5 感染症等防止対策	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。さらに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 (2) 当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めて、次に掲げる措置を講じているか。 ア 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 イ 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ウ 当該施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。
6 電磁的記録 等	(1) 障害者支援施設等及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（障害者支援施設及びその職員については(2)に規定するものを除く。）について

主 眼 事 項	着 眼 点
	は、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。 (2) 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

【備考】 令和5年3月27日 障発 0327 第1号「障害者支援施設等に係る指導監査について」

児童福祉施設指導監査事項

主 眼 事 項	着 眼 点
第1 適切な入所者処遇の確保	施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。また、施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。
1 入所者処遇の充実	(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。 ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。 イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ 入所者の処遇記録等は整備されているか。 (2) 機能訓練が、必要な者に対して適切に行われているか。 (3) 適切な給食を提供するよう努められているか。 ア 必要な栄養所要量が確保されているか。 イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がされているか。 ウ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。 エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。 オ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。 カ 食器類の衛生管理に努めているか。 キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。 (4) 適切な入浴等の確保がなされているか。 入所者の入浴又は清拭（しき）は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。 (5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。 (6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。 (7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医が置かれているか必要な日数、時間が確保されているか。）。(また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。 (8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。 (9) 家族との連携に積極的に努めているか。また、入所者や家族からの相

主 眼 事 項	着 眼 点
	談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 (10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 (11) 実施機関との連携が図られているか。 [児童入所施設] (1) 子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。 (2) 被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか。 (3) 個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか。 (4) 施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか。 (5) 子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか。 (6) 個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか。 (7) 子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか。 (8) 子どもに係る給付金として支払を受けた金銭の管理が適切に行われているか。 [保育所] (1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。 (2) 入所児童の年齢制限を行っていないか。 (3) <u>保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。</u> ア <u>保育課程を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか。</u> イ <u>保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、小学校への送付が行われているか。</u> ウ <u>保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。</u> エ <u>職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。</u> (4) <u>定員を超えて私的契約児を入所させていないか。</u> (5) <u>安全計画の策定を含め、事故発生の防止ための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。</u> <u>特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じているか。</u> ア <u>睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。</u> イ <u>プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</u> ウ <u>児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥による</u>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<u>窒息のリスクとなるものを除去しているか。</u> また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 エ <u>児童の通園、園外における学習のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を適切に確認しているか。</u> <u>通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年 12 月 20日国土交通省送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ)に適合する児童の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて児童の所在を適切に確認しているか(当該装置の装備が義務付けられている場合に限る。)</u> オ <u>窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的に実施しているか。</u> カ <u>事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。</u> キ <u>事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。</u> <u>(6) 保育所の職員による、障害児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。</u> <u>(7) 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。</u>
2 入所者の生活環境等の確保	施設整備等生活環境は、適切に確保されているか。 ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、障害に応じた配慮がなされているか。 イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。 ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。
3 自立、自活等へ支援援助	入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。
第2 児童福祉施設運営の適正実施の確保	<u>(1) 健康診断の実施、結果の記録及び保管が適切に行われているか。</u> <u>(2) 乳幼児突然死症候群の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。</u> <u>(3) 給食材料が適切に用意され、保管されているか。</u> <u>(4) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。</u> <u>(5) 3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについての配慮がされているか。</u> <u>(6) 食中毒対策が適切に行われているか。</u> <u>(7) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</u> <u>(8) 子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて、関係機関との連携を図っているか。</u>

主 眼 事 項	着 眼 点
1 施設の運営管理体制の確立	[社会福祉施設共通] 健全なる環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。 (1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。 (2) 必要な諸規程は整備されているか。 管理規程、経理規程等の必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。 (3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。 (4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 (5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。 (6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。 (7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。 (8) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。 (9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。 ア 施設の運営が適正に行われた上で、弾力運用も適正に行われているか。 イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。 ウ 当期末支払資金残高は、優先的に各種積立金に充てられているか。 エ 当期末支払資金残高及び積立金は、安全確実な方法で管理運用されているか。 また、取崩し等についての手続きは適正に行われているか。 (10) 高額の当期末支払資金残高等を有している場合、入所者の処遇等に必要な改善を要するところはないか。 当期末支払資金残高を有している場合は、過大な保有を防止する観点から当該年度の運営費収入の30%以下の保有となっているか。 (11) 施設整備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。 [児童福祉施設共通] 措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適正に使われているか。 (1) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。 (2) 会計経理が適切に行われているか。 ア 措置費等の請求金額が適正に行われているか。 イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。 ウ 利用者負担金（職員給食費等＝共通事項）・（延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料＝共通事項）が適正な額となっているか。 エ 他の会計間の貸借が適正に行われているか。 オ 現金、預金等の保管が適正に行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実	カ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。 [社会福祉施設共通] (1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等の関係法規は、遵守されているか。 イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。 (2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 (3) 職員研修等資質向上の対策について、その推進に努めているか。 (4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 [児童福祉施設共通] (1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。 (2) 労働基準法第24条・第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。 (3) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ア 職員の計画的な採用に努めているか。 イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。
3 防災対策の充実強化	[社会福祉施設共通事項] 防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。例えば、風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。 ウ 児童福祉施設等が定める非常災害に対する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」という。）が作成されているか。 また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか（必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。）。 エ 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用児童等の安全が確保できる実効性のあるものであるか（施設が所在する都道府県等で防災計画の指針等が示されている場合には、当該指針等を参考の上、実効性の高い非常災害対策計画が策定されているか。）。 【具体的な項目例】 ・救護施設等の立地条件（地形 等） ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の

主 眼 事 項	着 眼 点
	確認等) ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等） ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等） ・ 避難場所（市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース 等） ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等） ・ 避難方法（利用児童の年齢や発達に応じた避難方法 等） ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等） ・ 関係機関との連携体制 オ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。 また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。 カ 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。 キ 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。 [児童福祉施設共通] (1) 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。 (2) 防犯について配慮されているか。 ※下線部分は、優先的かつ重点的に確認する点

【参考】令和5年3月31日子発0331第14号「児童福祉行政指導監査の実施について」

[別紙6]

認定こども園指導監査事項

主 眼 事 項	着 眼 点
第1 教育・保育環境の整備に関する事項	(1) 認可基準その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の事項を確認する。 (ア) 学級編成及び職員配置の状況 (イ) 認可定員の遵守状況 (ウ) 園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等 (エ) 教育・保育を行う期間・時間 (オ) 職員の確保・定着促進及び資質向上の取組（労働条件の改善、研修の計画的実施等）
第2 教育・保育内容に関する事項	(2) 要領その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の事項の状況を確認する。その際、取組の結果のみならず、取組の過程（振り返りや評価等）についても尊重する必要があることに留意する。 (ア) 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成 (イ) 指導計画の作成（園児の多様性及び発達の連続性を踏まえた具体的なねらい・内容の設定等） (ウ) 小学校教育との円滑な接続（指導要録の作成及び進学先への送付、小学校の児童・教師との交流、小学校教育へ円滑な接続に向けた教育・保育内容の工夫等） (エ) 子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携
第3 健康・安全・給食に関する事項	(3) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の状況を確認する。 (ア) 健康の保持増進に関する取組状況（学校保健計画の策定、健康診断の実施、感染症等の予防、園児の心身の状態等の観察及び不適切な養育の兆候が見られる場合の対応等） (イ) 事故防止・安全対策に関する取組状況（乳幼児突然死症候群の防止、自動車運行時における児童の乗降時の際の所在確認、学校安全（施設及び設備の安全点検、安全に関する指導、職員の研修等）に関する計画及び危険等発生時対処要領の作成・周知、これらに基づく訓練の実施並びに地域の関係機関との連携等） (ウ) 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組み状況（給食材料の用意・保管、食中毒・アレルギー対策、調理の委託契約内容の委託先における遵守状況の確認、3 歳未満児に対する献立・調理等についての配慮、食育計画の作成等）

【参考】平成 28 年 6 月 20 日府子本第 430 号・28 文科初第 462 号・雇児発第 0620 第 29 号

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」

指導監査事項（会計共通）

主 眼 事 項	着 眼 点
1 会計処理について	(1) 会計処理、書類の整備状況 資産、負債、収入、支出等を管理し、明らかにするため、勘定科目を定めるとともに、会計帳簿を備えて適正に計算・記録等の会計処理が行われているか。 ア 会計基準等に基づいた経理規程が定められ、必要な会計帳簿が規定され、現に作成されているか。 イ 会計責任者（統括会計責任者）と出納職員は別々の職員が任命されているか。 ウ 会計伝票は、証憑書類に基づいて作成され必要事項を記載し、経理規程に定めるところにより会計責任者の承認が得られているか。また、証憑書類は、会計伝票との関係を明らかにして整理保存されているか。 エ 収入について、経理規程に則り適正に行われているか。 a 利用料など日々入金する金銭の管理が適正か。現金と現金出納帳の金額が異なっていないか。 b 寄附金品の収納手続は適正か。 オ 支出について、経理規程に基づいて適正に行われているか。 a 小口現金は、経理規程に定める限度額の範囲内で取り扱われているか。必要な帳簿（小口現金出納帳等）が作成され、定期的に会計責任者の確認を受けているか。 b 人件費について、給与台帳に記載されている職員が実在しているか。職員の出勤状況や源泉徴収税と社会保険料の納付状況は適正か。 c 委託料等については、経理規程に定めるところにより適正な手続きで契約され、委託内容に照らして妥当な水準の契約金額であるか。 カ 残高の確認・月次報告 会計責任者（又は出納職員）は、預貯金について、毎月末日、取引金融機関の残高と帳簿残高とを照合し、差額がある場合には預貯金残高調整表を作成し、統括会計責任者（又は会計責任者）に報告されているか。 また、会計責任者は、拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し、統括会計責任者（又は理事長）に提出されているか。 キ 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。 a 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。 b 運用収入の本部経理区分への繰入額は妥当であるか。 c 各種積立金について、使途及び使用計画が作成されているか。また、使途及び使用計画は、実績に即したものであるか。 d 前期末支払資金残高及び各種積立金の取崩しについて、あらかじめ理事会の承認を得ているか。また、使途は適正なものとなっているか。 e 積立金の目的以外の使用について、所轄庁への事前協議が行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	f 運営費の管理、運用は、安全確実でかつ換金性の高い方法で行われているか。 (2) 契約状況 経理規程及び関係通知等により、適正に執行されているか。「指名競争入札」又は「随意契約」を行う場合は、予算の執行の伺い書（稟議書）に「それぞれの契約によりことができる合理的な理由」を明記されているか。 (3) 資産の管理 ア 債権債務の管理 経理規程の定めるところにより、会計責任者により毎月末日における債権債務の残高の内訳が調査されているか。 また、毎月、期限どおり債権の回収又は債務の支払いが行われているか。 イ 通帳・証書及び印鑑の管理 金融機関との取引に使用する預貯金通帳又は証書及び印鑑は、異なる責任者が法人内の異なる場所に保管し、預貯金の引出し等には、複数の責任者による関与とチェックが働くような管理体制が講じられているか。 ウ 棚卸資産 貯蔵品等の棚卸資産は、品目ごとに受払簿を備え、移動及び残高を管理されているか。また、会計責任者は、毎会計年度末において、棚卸資産の実地棚卸しを行い、正確な残高数量を確認しているか。 (4) 入所者の預かり金の扱い 施設が管理する入所者の現金、預貯金通帳、印鑑等（以下「預かり金等」という。）は適正に管理されているか。 ○ 入所者の預かり金の取扱い ア 「入所者預り金管理規程」等が定められているか。 イ 本人（又は家族等）からの申出により、契約書を取り交わした上で行っているか。 ウ 施設の入所者から預かっている金銭等は、法人に係る会計とは別途に管理しているか。 エ 入所者ごとに「預金口座」を設定しているか。 オ 入所者ごとに「預り金出納簿」を作成しているか。 カ 金銭の出し入れについては、必ず書類により行い記録を残しているか。 キ 預り金収支状況について、定期的に本人（又は家族等）へ報告しているか。 ク 施設において預かり金等の管理責任者が定められているか。また、現金、預貯金通帳、印鑑等の保管担当者がそれぞれ別に定められ、保管場所は、それぞれ別にするなど管理体制が明確になっているか。 ○ 入金・出金等の流れ ア 入金・出金の依頼は、「入金・出金依頼書」等の書面により行われているか。 イ 入金・出金の処理は、複数職員が関わって行われているか。 ウ 入金の場合は「預り証」の発行、出金の場合は「受領書」の入手など、証憑書類が整備されているか。 エ 預金通帳への記帳が行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	才 預り金出納簿への記帳が行われているか。

【備考】平成16年3月12日雇児発第0312001号/社援発第0312001号/老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（最終改正平成29年3月29日）